

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
〇〇%加算	⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100
〇〇%減算	⇒ 所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇／100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案して、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自／定率) 訪問型サービス(独自／定額) 通所型サービス(独自／定率) 通所型サービス(独自／定額) その他の生活支援サービス	サービスコード サービス内容略称	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」、「Q」を除く。 全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき ・片道につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39 単位	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2349 単位 日割の場合	(3)1週に2回を超える程度の場合	77 单位	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727 单位 日割の場合	123 单位	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 单位	287
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179 单位	179
A2	2621	訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	220 单位	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(二)所要時間45分以上の場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 单位	163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 单位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 单位減算	-23
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	日割の場合	1 单位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 单位減算	-37
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 单位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	業務継続計画未策定減算	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 单位減算	-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 单位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(二)所要時間45分以上の場合	2 单位減算	-2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		(1)1週に1回程度の場合	12 单位減算	-12
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		日割の場合	1 单位減算	-1
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)1週に2回程度の場合	23 单位減算	-23
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		日割の場合	1 单位減算	-1
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 单位減算	-37
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算	日割の場合	1 单位減算	-1
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 单位減算	-3
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(2)生活援助が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 单位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	(二)所要時間45分以上の場合	2 单位減算	-2
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 单位減算	-2
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		(1)1週に1回程度の場合	所定単位数の 15% 加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	日割の場合	所定単位数の 15% 加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		(2)1週に2回程度の場合	所定単位数の 10% 加算	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		(3)1週に2回を超える程度の場合	所定単位数の 10% 加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 10% 加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	ハ 初回加算	200 单位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	100 单位加算
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算(II)	200 单位加算
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 单位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の 221/1000 加算
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の 208/1000 加算
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の 200/1000 加算
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の 187/1000 加算
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の 184/1000 加算
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の 163/1000 加算
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の 163/1000 加算
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の 158/1000 加算
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の 142/1000 加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の 139/1000 加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の 121/1000 加算
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の 118/1000 加算
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の 76/1000 加算

*合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。